

特殊健康診断は労働時間！？

大阪仕業検査車両所では12月16日～18日までの間に特殊健康診断に該当する社員は受診するように指示されています。しかも受診時間は自己の時間とされています。

しかし、ここに興味深い内容が厚生労働省のホームページにありました。

特殊健康診断とはこれだ！

次の有害な業務に常時従事する労働者等に対し、原則として、雇入れ時、配置替えの際及び6月以内ごとに1回（じん肺健診は管理区分に応じて1～3年以内ごとに1回）、それぞれ特別の健康診断を実施しなければなりません。

特殊健康診断

- ・屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者（有機則第29条）
～中略～
- ・石綿等の取扱い等に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者及び過去に従事したことがある在籍労働者（石綿則第40条）

特殊健康診断の受診は勤務時間！

健康診断には大きく分けて一般健康診断と特殊健康診断があります。一般健康診断とは、職種に関係なく、労働者の雇入れ時と、雇入れ後1年以内ごとに一回、定期的に行う健康診断です。特殊健康診断とは、法定の有害業務に従事する労働者が受ける健康診断です。一般健康診断は、一般的な健康確保を目的として事業者を実施義務を課したものですので、業務遂行との直接の関連において行われるものではありません。そのため、受診のための時間についての賃金は労使間の協議によって定めるべきものになります。ただし、円滑な受診を考えれば、受診に要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましいでしょう。特殊健康診断は業務の遂行に関して、労働者の健康確保のため当然に実施しなければならない健康診断ですので、**特殊健康診断の受診に要した時間は労働時間であり、賃金の支払いが必要です。**

私たち東海労は、特殊健康診断の受診について、勤務内での受診を要求します。